

# 地域包括ケア活動実践団体登録要領

## 1 登録制度の目的

地域包括ケアに関する活動を実践する団体・事業者を登録・公表し、高齢者を地域で支える活動を広く県民に周知するとともに、こうした活動の拡大を図り、地域包括ケアシステムの構築を促進する。

## 2 対象団体

①県内に活動拠点がある任意団体(住民組織、老人クラブ、地区社協等)、NPO、民間企業、協同組合、医療機関、介護サービス事業所等であって、②地域包括ケア活動の趣旨を理解し、③登録要件となる活動を継続的に実施している団体・事業者

## 3 登録要件となる活動内容

### 【任意団体、NPO等】

#### 無料又は低額で行う次の活動

①介護予防、生きがいづくりとなる居場所の運営、②見守り、声掛け、話し相手、③配食サービス、④食事作り、掃除、ゴミ出し、洗濯等の家事援助、⑤軽作業の代行(草むしり、電球交換等)、⑥外出の手助け(通院時の送迎など)、⑦買い物代行 等

### 【民間企業、協同組合等】

#### (1)社会貢献活動としての次の活動

①介護予防、生きがいづくりとなる居場所の運営、②市町村と連携した見守り、徘徊・見守りSOSネットワークへの協力、③認知症サポーター養成など認知症高齢者への支援 等

#### (2)生活支援・介護予防の向上につながる次のサービス等(営利活動を含む)

①宅配サービス、移動販売、②ICTを活用した見守り、生活支援サービス 等

### 【医療機関、介護サービス事業所等】

#### 社会貢献活動の一環として無料又は低額で行う次の活動(診療報酬、介護報酬の対象となる活動は除く)

①健康づくり教室や認知症に関する相談会の開催、②在宅医療・介護に関する市民等への普及啓発活動、③在宅医療と介護の連携に関する研修会の開催 等

## 4 登録

- (1) 申出書を富山県地域包括ケアシステム推進会議会長(知事)あてに提出(事務局:厚生部高齢福祉課)
- (2) 活動内容を確認のうえ登録

## 5 県民への周知等

- ① 実践団体に配布する登録ステッカーの掲示
- ② ホームページ等で社会貢献活動として地域包括ケアに積極的に取り組む団体・事業者として紹介

## 6 有効期間

1年間。但し、登録取消しの申し出がない限り、自動更新

## 7 募集期間

随時受付(※年2回程度、集中的に募集期間を設けています。)

